

# 全国消費生活協同組合担当課長会議資料

平成19年2月23日（金）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

# 目 次

1. 消費生活協同組合（生協）制度の改正について . . . . .	1
2. 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案の概要 . . . . .	2
3. 生協制度見直し検討会報告書の概要 . . . . .	4
（参考）生協制度の見直しについて . . . . .	11
4. 消費生活協同組合の政治的中立の確保について . . . . .	43
5. 消費生活協同組合の運営指導について . . . . .	48

上記2の内容については、厚生労働省の案として現在、検討中のもの  
であり、関係方面とは未調整のものであるが、早期の情報伝達のため、  
お示しするものであり、取扱いには十分注意していただくようお願い  
する。

# 消費生活協同組合(生協)制度の改正について

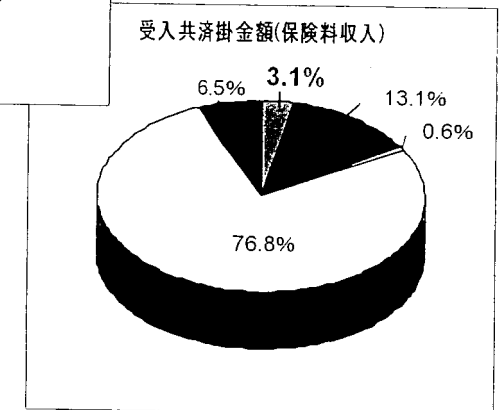
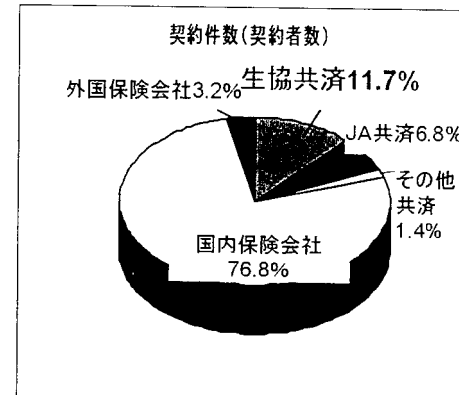
## 制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

## 生協の現状

- 組合数:1,116組合 のべ組合員数5,915万人(H17年度末)
- 共済事業(\*実施組合数453組合 うち元受共済組合は139組合)  
[共済、保険に占める生協共済のシェア:  
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(\*実施組合数739組合)  
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(\*実施組合数632組合)  
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



## 改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

# 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案の概要

## 1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

### (1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定  
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

### (2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制  
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

### (3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

### (4) 契約締結時の契約者保護

- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備  
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

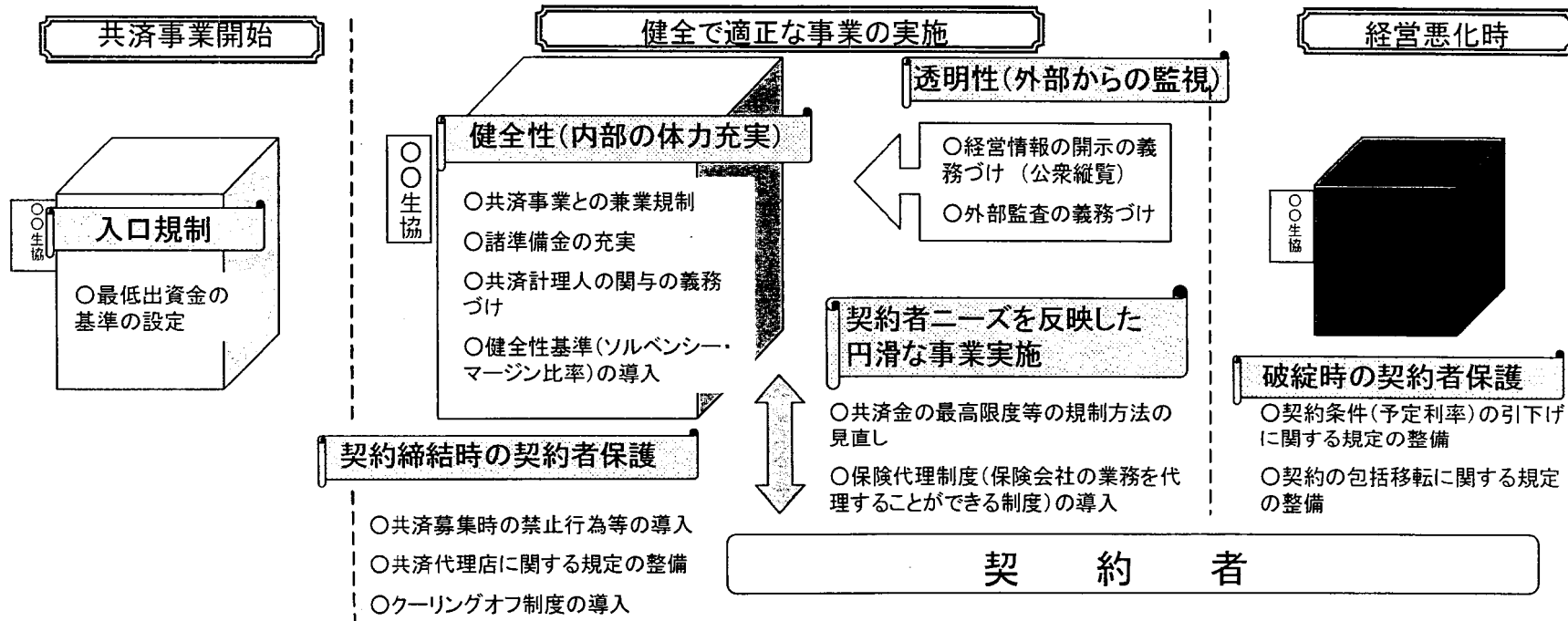
### (5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

### (6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し  
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等

-2-



## 2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

### (1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

### (2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の要否	事由	員外利用限度
許可要*	山間へき地／保育所等への食材提供／生協間の物資提供	組合員の利用分量の額の5分の1以内
許可不要	災害時の緊急物資提供／自賠責共済(契約車の相続の場合等)／体育施設、教養文化施設の利用／行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の額の5分の1以内

\* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

## 3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の用途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

## 4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

## 5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))

# 生協制度見直し検討会報告書の概要

## I 生協制度の見直し

- 生協法は、制定されて以降、実質的な見直しが行われないまま、現在までに60年近くが経過。
- 生協を取り巻く環境や国民の要請は大きく変化するとともに、生協制度に対するさまざまな課題も生じている。
- 生協制度の趣旨・実態等を十分に踏まえつつ、生協が、組合員の相互扶助という生協の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、生協制度の見直しを行う。

## II 組織・運営規定

生協の構成員である組合員の意思の反映、機関の権限や責任の範囲の明確化、機関相互の牽制機能の強化により、組合内部のガバナンス機能を強化する。また、生協外部からの監視機能を強化し、外部に対する透明性を確保する。

### (1) 組合員の意思が反映される運営の確保

- 代表理事等による業務執行に対する牽制機能や監事による監査の実効性を担保するため、生協の構成員である組合員意思を反映させるための見直しを行う。
  - ・総会の招集手続に関する規定（総会を招集する場合に定める事項等）の整備等
  - ・役員を選出方法に関する規定の整備（選任制度の導入等）
  - ・理事及び監事の報酬決定手続に関する規定の整備
  - ・組合員訴訟（総会決議取消の訴え等）の制度化 等

### (2) 機関の権限の法定化・機関相互の関係の明確化

- 各機関の権限及び責任の範囲を明確にし、理事会等に対する監事による牽制機能等を強化することにより、各機関の適正な任務遂行を担保するための見直しを行う。

直しを行う。

- ・ 役員 の 組合 や 第三者 に対する 責任 規定 ( 善管 注意 義務 等 ) の 創設
- ・ 理事会、代表 理事 に関する 規定 の 整備、充実
- ・ 理事 の 自己 契約 ・ 利益 相反 取引 に関する 理事会 の 承認 等
- ・ 監事 の 基本 的 な 職務 ( 監査 報告 の 作成 等 ) の 追加 等

### **(3) 外部監視機能等の強化**

○ 生協 外部 の 者 が 関与 する 仕組み や 外部 へ の 透明 性 を 確保 し、外部 監視 機能 を 強化 する ため の 見直し を 行う。

- ・ 員外 理事 枠 の 拡大
- ・ 員外 監事 設置 の 義務 づけ 等 ( 購買 事業、利用 事業 等 一定 の 事業 を 行う 組合 又は 連合 会 の うち 一定 の もの )
- ・ 理事会 議事 録 の 作成、備付け ・ 閲覧 等

### **(4) 行政庁の関与**

○ 現在、生協 が 行政 庁 の 措置 命令 に 従わ ない とき に 解散 命令 を 出せる 場合 は、員外 利用 規制 に 違反 した 場合 など 一定 の 場合 に 限ら れて いる が、違反 の 事由 に かかわら ず、解散 命令 を 行える よう に 見直し を 行う。

### **(5) その他**

○ 経済 事業 ( 購買 事業、利用 事業、生活 文化 事業、共済 事業 の いずれ か の 事業 ) を 行う 連合 会 の 経営 基盤 を さらに 安定 的 な もの に する ため、連合 会 会員 の 1 会員 の 出資 口数 の 限度 を 撤廃 する 見直し を 行う。

## **III 購買事業**

生活 圏 の 拡大 など による 「 県境 問題 」 の 発生 や、災害 時 の 緊急 物資 提供 など 地域 において 一定 の 役割 を 果た す こと の 要請 など、状況 の 変化 を 踏まえ、消費者 の 相互 扶助 組織 という 生協 の 本旨 と の バランス を とりながら、必要 な 見直し を 行う。

### **(1) 員外利用規制**

- 員外 利用 が 禁止 される こと は、維持 する。
- 員外 利用 が 例外的 に 認め られる 場合 について は、行政 庁 の 許可 による 場合 と

許可を要しない場合に区分した上で、法令上、個別具体的に限定して定める。

○併せて、行政庁の許可により員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定める（組合員の利用分量の100分の20を原則とし、より公共性が高い場合は、さらに緩和した利用限度を設定）。

○具体的に、法体系の中で限定列挙するものの案は以下のとおり。

（許可を要件とするもの）

- ・山間へき地・離島等における物資提供（組合員利用の100分の20）
- ・保育所、老人ホーム等への食材提供（組合員利用の100分の20）
- ・生協間の物資提供（組合員利用の100分の20） 等

（許可を要件としないもの）

- ・責任共済（現行制度下で認められている契約締結車の相続等の場合）（制限なし）
- ・災害時の緊急物資の提供（制限なし）
- ・専売品等の提供（制限なし）
- ・体育施設、教養文化施設の利用（制限なし）
- ・行政の委託事業（制限なし）
- ・医療・福祉事業（組合員利用の100分の100 \*後述）
- ・職域組合の母体企業や大学による利用（組合員利用の100分の20） 等

## **(2) 区域に関する規制（県域規制）**

○購買事業の実施のために必要な場合には、主たる事務所の所在地の都府県の連接都府県まで、都府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとする。

## **IV 利用事業**

利用事業のうち大きなウェイトを占めている医療・福祉事業について、適正に事業が実施されるよう、必要な見直しを行う。併せて、組合員による福祉活動を育てていくための見直しを行う。

### **(1) 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻し等の制限**

○医療・福祉事業より生じた剰余が医療・福祉サービスの再生のために用いられるよう見直しを行う。



- ・医療・福祉ごとに区分して経理
- ・対象事業に係る剰余金の割戻しの禁止し、対象事業以外への資金移動を禁止

## **(2) 医療・福祉事業の員外利用限度**

○組合員のための事業という協同組合の原則を崩さない範囲内で、組合員利用の100分の100まで員外利用を可能とする（現行は制限なし）。

## **(3) 医療・福祉事業の法定化**

○上記（1）及び（2）に伴い、生協法に定める事業の種類の一つとして、法律上独立して規定する。

## **(4) 剰余金の使途たる事業の拡大**

○地域社会における組合員の福祉活動の役割の増大を踏まえ、繰越義務のある剰余金の使途たる事業として、生協が当該活動に助成する事業を追加する。

# **V 共済事業**

他の協同組合法における規定の整備状況（農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は本年6月に改正済み）や他の協同組合との比較も踏まえた生協の特質を踏まえ、契約者保護の観点から見直しを行う。

## **(1) 規制対象の範囲**

○共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の額（現行5万円）を引き上げるとともに、生協法の共済規制の適用除外とする。

## **(2) 入口規制**

○共済事業の開始に当たって、財務の健全性を確保するため、最低限保有すべき出資金額（最低出資金）の基準を設定する。

## **(3) 健全性（内部の体力充実）**

○他事業が共済事業に及ぼすリスクの遮断、自己資本の充実など、共済事業の財務の健全性を確保するための見直しを行う。

- ・ 共済事業との兼業規制
- ・ 諸準備金の充実（法定準備金の積立割合の引き上げ（10分の1から5分の1）等）
- ・ 共済計理人の関与の義務づけ
- ・ 健全性基準（ソルベンシー・マージン比率）の導入

#### **(4) 透明性（外部からの監視）**

○事業の実施状況や財務状況の透明性を確保するための見直しを行う。

- ・ 経営情報の開示の義務づけ
- ・ 外部監査の義務づけ（負債総額が一定以上の共済事業を実施する組合又は連合会）

#### **(5) 契約締結時の契約者保護**

○契約締結時の契約者保護の観点から、見直しを行う。

- ・ 共済推進時の禁止行為（契約者に虚偽のことを告げることなど）等の導入
- ・ 共済代理店に関する規定の整備（代理店に対する教育、禁止行為の適用等）
  - ※ 代理店の範囲を限定することも要検討
  - ※ 生協と関係ない第三者による組合加入手続は適切ではない
- ・ クーリングオフ制度の導入

#### **(6) 破綻時の契約者保護**

○生協の破綻等による契約者の不利益を未然に回避し、契約者保護を図るため、見直しを行う。

- ・ 契約条件の変更（予定利率の引き下げ）に関する規定の整備
- ・ 契約の包括移転（自賠償共済以外）
- ・ セーフティネットとしての再共済・再保険のさらなる活用

#### **(7) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施**

○組合員のニーズに、迅速、かつ、適切に応えるため、見直しを行う。

- ・ 共済金の最高限度額の見直し（最高限度額規制の撤廃）
- ・ 保険代理制度（保険会社の業務を代理することができる制度）の導入
- ・ 資産運用規制の緩和
- ・ 事業規約変更の手続の簡素化（軽微な事項について総会の議決を不要にす

る等)

## **VI その他**

### **○職域組合の退職者の組合員資格**

職域の退職者が組合員資格を認められるよう、職域組合の組合員資格として、退職者を法律上明記する。

